

工事請負契約約款新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その者の氏名その他発注者が必要と認める事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</p> <p><u>(1)から(4)まで 削除</u></p> <p>4・5 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第10条 [同左]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 発注者は、前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する期間において、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、当該期間については、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</u></p> <p><u>(2) 工事の全部の施行を一時中止している期間</u></p> <p><u>(3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</u></p> <p>4・5 [略]</p>